



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則 (人事課) 1

告 示

- 有害図書等の指定 (青少年・子ども家庭課) 2
- 公共測量の実施の終了の通知 (農地農村整備課) 2
- 県道の供用の開始 (道路管理課) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (海岸防災課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (海岸防災課) 3
- 都市計画事業の変更の認可 (都市計画・モノレール課) 4

公 告

- 技能検定の実施 (労働政策課) 4
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知 (道路街路課) 6
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・2件 (都市計画・モノレール課) 6
- 開発行為に関する工事の完了・2件 (建築指導課) 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告 (県立総合教育センター) 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告 (県立総合教育センター) 8

訓 令

- 沖縄県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (職員厚生課) 10

人事委員会事項

- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 11

収用委員会事項

- 公示送達 12

規 則

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第6号

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則 (平成18年沖縄県規則第35号) の一部を次のように改正する。

第2号ウ中「、経営企画監」を削り、「副参事」の次に「、班長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県告示第85号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第12条第1項の規定により、有害図書等を次のとおり指定する。

平成31年3月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定した図書等の種類、題名等

種類	図書等の名称	号 別	発行所名
雑誌	ググってはいけない禁断の言葉2018	2018年1月1日発行	株式会社鉄人社
雑誌	実話ナックルズ	2月号	株式会社大洋図書

2 指定する理由 図書等の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

沖縄県告示第86号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北中城村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年3月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 北中城村地内（安谷屋第2地区）
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年8月13日から平成31年2月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成31年3月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

平成31年3月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 県道153号線
- 2 供用開始の区間 那覇市首里大名町3丁目81番1から那覇市首里平良町2丁目20番3まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月1日

沖縄県告示第88号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

平成31年3月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 渡嘉敷村渡嘉敷地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から25号までを順次結んだ線及び標柱1号と25号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	小嶺後原	560番1	1

島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	小嶺後原	738番1	2
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	小嶺後原	738番1	3
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	小嶺後原	738番1	4
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	小嶺後原	738番1	5
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	小嶺後原	738番1	6
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	小嶺後原	738番1	7
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	小嶺後原	738番1	8
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	西原	57番	9
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	西原	58番	10
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	西原	54番	11
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	西原	42番	12
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	西原	37番地先里道	13
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	西原	38番	14
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	西原	36番	15
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	西原	31番1	16
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	西原	32番1地先里道	17
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	西原	24番	18
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	西原	23番1	19
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	西原	22番1	20
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	西原	17番	21
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	西原	19番	22
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	西原	12番	23
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	西原	9番地先里道	24
島尻郡	渡嘉敷村	渡嘉敷	西原	5番1	25

沖縄県告示第89号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成31年3月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
座間味	座間味村字座間味の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
座間味(2)	座間味村字座間味の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

阿嘉354-A38-01	座間味村字阿嘉の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
阿嘉354-B38-05	座間味村字阿嘉の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
阿佐354-A38-02	座間味村字阿佐の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び座間味村役場において縦覧に供する。)

沖縄県告示第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成25年沖縄県告示第406号で認可した那覇広域都市計画都市高速鉄道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 沖縄都市モノレール株式会社
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画都市高速鉄道事業
 - (2) 名称 1号沖縄都市モノレール
- 3 事業施行期間 平成25年7月9日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成31年度前期及び随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成31年3月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 前期実施
 - (1) 技能検定の実施職種（作業）
 - ア 1級及び2級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（打出し板金作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業及びいす張り作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真デジタル作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）
 - イ 3級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制

御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、塗装(金属塗装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)
 ウ 単一等級 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業)、塗料調色(調色作業)及び産業洗浄(高圧洗浄作業)

(2) 技能検定の実施期日及び実施場所

区分	実施期日	実施場所
実技試験	1 平成31年6月7日(金曜日)から同年9月10日(火曜日)までの間において沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。 2 統一実施 (1) 平成31年8月25日(日曜日)に実施する職種 産業洗浄(単一等級計画立案等作業試験) (2) 平成31年9月1日(日曜日)に実施する職種 機械加工(1級及び2級計画立案等作業試験)及び建設機械整備(1級及び2級計画立案等作業試験)	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
学科試験	1 平成31年7月14日(日曜日)に実施する職種 3級 園芸装飾、機械加工、電子機器組立て、とび、左官、造園、機械検査、建築大工、塗装及びフラワー装飾 2 平成31年8月25日(日曜日)に実施する職種 (1) 1級及び2級 造園、サッシ施工、塗装、とび及び防水施工 (2) 単一等級 産業洗浄 3 平成31年9月1日(日曜日)に実施する職種 1級及び2級 機械加工、鉄工、建設機械整備、内装仕上げ施工、電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作及び広告美術仕上げ 4 平成31年9月4日(水曜日)に実施する職種 1級及び2級 写真 5 平成31年9月8日(日曜日)に実施する職種 (1) 1級及び2級 園芸装飾、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、建築板金、工場板金、ブロック建築及びフラワー装飾 (2) 単一等級 路面標示施工及び塗料調色	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
合格発表	1 3級 平成31年8月30日(金曜日) 2 その他の級 平成31年10月4日(金曜日)	

(3) 受検手続 技能検定受検申請書を平成31年4月3日(水曜日)から同月16日(火曜日)までに沖縄県職業能力開発協会(那覇市西3丁目14番1号)に提出すること。

2 随時実施

(1) 技能検定の実施職種(作業) 2級、3級及び基礎級

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、建築大工(大工工事作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)及び塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)

(2) 技能検定の実施期日等

ア 実施期日 平成31年4月1日（月曜日）から平成32年3月31日（火曜日）までの間において、沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。

イ 受付期間 沖縄県職業能力開発協会において随時受け付ける。

ウ 実施場所 別途沖縄県職業能力開発協会から通知する。

- 3 その他 詳細については、沖縄県商工労働部労働政策課（電話番号098-866-2366）又は沖縄県職業能力開発協会（電話番号098-862-4278）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 名護都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・4号伊差川線

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

(1) 取用の部分 平成20年沖縄総合事務局告示第1号及び平成21年沖縄総合事務局告示第1号の事業地のうち、名護市中大五丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

5 事業施行期間 平成20年1月4日から平成33年3月31日まで

6 変更の内容 事業地の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画駐車場事業

(2) 名称 浦1でだこ浦西駅パークアンドライド駐車場

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

(1) 取用の部分 平成28年沖縄総合事務局告示第5号の事業地のうち、浦添市前田三丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

5 事業施行期間 平成28年1月28日から平成32年3月31日まで

6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・87号浦西停車場線

- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 取用の部分 平成28年沖縄総合事務局告示第10号の事業地のうち、浦添市前田三丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成28年3月7日から平成33年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年3月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年12月14日 沖縄県指令土第817号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市与那城平安座久保田5824番ほか88筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市曙2丁目24番13号曙沖商ビル7階 沖縄出光株式会社
代表取締役 竹田光二
- 5 検査済証番号 平成31年2月19日 第4536号
- 6 工事完了年月日 平成31年1月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年3月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年3月27日 沖縄県指令土第275号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根南浜崎原516番4、516番5及び516番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字名嘉地60番地サドルバックアパートD-1号 大城健
- 5 検査済証番号 平成31年2月21日 第4537号
- 6 工事完了年月日 平成31年1月25日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成31年3月1日

沖縄県立総合教育センター所長 與 座 博 好

- 1 調達する物品等の種類 電子計算機器の賃貸借（設置、設定及び保守管理業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成31年2月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電子計算機器類等（電子計算機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸、販売及び保守管理業務に関し直近3事業年度以上の営業実績を有していること。
 - (5) 沖縄県本島内に本社又は営業所を有すること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電子計算機器類等の賃貸、販売及び保守管理業務に関し直近3事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立総合教育センター 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号 電話番号098-933-7555
 - (3) 申請書等の受付期間 平成31年3月4日（月曜日）から同月11日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成32年3月31日（火曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する電子計算機器の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成31年3月1日

沖縄県立総合教育センター所長 與 座 博 好

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 電子計算機器（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置、設定及

- び保守管理業務を含む。以下同じ。) 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成31年5月31日(金曜日)
 - (4) 納入の場所 沖縄県立総合教育センター産業教育棟
 - (5) 契約期間 平成31年6月1日から平成35年5月31日まで
 - (6) 当該契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年沖縄県条例第56号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 平成31年3月1日付け沖縄県公報定期第4723号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による電子計算機器賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 機器等の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成31年3月11日(月曜日)午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、沖縄本島内においては1日以内、沖縄本島外においては2日以内に技術者を派遣して対応ができることを証明した者
 - ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成31年3月11日(月曜日)午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県教育委員会のホームページからダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 平成31年3月4日(月曜日)から同月11日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県立総合教育センター 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号 電話番号098-933-7555
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成31年3月4日(月曜日)から同月8日(金曜日)までのそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成31年4月10日(水曜日)午前10時
 - (2) 場所 沖縄県立総合教育センター本館3階第一会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成31年3月4日（月曜日）から同月8日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立総合教育センター総務班

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立総合教育センター総務班
- (2) 所在地 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号 電話番号098-933-7555

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成31年4月9日（火曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立総合教育センターに提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成31年3月6日（水曜日）午前10時
イ 場所 沖縄県立総合教育センター本館3階第一会議室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Lease of computers for Education including sets of application software
- (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (3) BIDDING EXPLANATION MEETING
10:00 a.m. March 6, 2019
- (4) DATE FOR BIDS
10:00 a.m. April 10, 2019
- (5) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural General Education Center Office
3-11-1 Yogi, Okinawa-City, Okinawa, Japan, 904-2174
Telephone 098-933-7555

訓 令

沖縄県訓令第1号

知 事 部 局
労働委員会事務局

沖縄県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成31年3月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員安全衛生管理規程（平成19年沖縄県訓令第39号）の一部を次のように改正する。
第39条第1項中「より」を「診断書を添えて、」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。

人事委員会事項

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月1日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第1号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 へき地手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	宮古島市平良字狩俣	狩俣小学校	4	を
	宮古島市平良字狩俣	狩俣中学校		
	宮古島市平良字池間	池間小学校		
	宮古島市平良字池間	池間中学校		
	宮古島市伊良部字国仲	伊良部中学校		
	宮古島市伊良部字長浜	伊良部小学校		
	宮古島市伊良部字池間添	佐良浜中学校		
	宮古島市伊良部字前里添	佐良浜小学校		

別表第1中	宮古島市平良字狩俣	狩俣小学校	4	に改める。
	宮古島市平良字狩俣	狩俣中学校		
	宮古島市平良字池間	池間小学校		
	宮古島市平良字池間	池間中学校		
	宮古島市伊良部字国仲	伊良部中学校		
	宮古島市伊良部字長浜	伊良部小学校		
	宮古島市伊良部字池間添	伊良部島小学校		
	宮古島市伊良部字池間添	伊良部島中学校		
宮古島市伊良部字池間添	佐良浜中学校			
宮古島市伊良部字前里添	佐良浜小学校			

第2条 へき地手当等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1中	宮古島市平良字狩俣	狩俣小学校	4	を
	宮古島市平良字狩俣	狩俣中学校		
	宮古島市平良字池間	池間小学校		
	宮古島市平良字池間	池間中学校		
	宮古島市伊良部字国仲	伊良部中学校		
	宮古島市伊良部字長浜	伊良部小学校		
	宮古島市伊良部字池間添	伊良部島小学校		
	宮古島市伊良部字池間添	伊良部島中学校		
宮古島市伊良部字池間添	佐良浜中学校			
宮古島市伊良部字前里添	佐良浜小学校			

別表第1中	宮古島市平良字狩俣	狩俣小学校	4	に改める。
	宮古島市平良字狩俣	狩俣中学校		
	宮古島市平良字池間	池間小学校		
	宮古島市平良字池間	池間中学校		
	宮古島市伊良部字池間添	伊良部島小学校		

宮古島市伊良部字池間添	伊良部島中学校
-------------	---------

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第4号

収用しようとする土地 浦添市伊祖五丁目501番4及び504番1

物件所有者 不明 住所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

那覇広域都市計画道路事業3・4・8号パイプライン線裁決申請等事件に係る平成31年2月14日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成31年3月22日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成31年3月1日

沖縄県収用委員会

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074
--

印 刷 所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
--